

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	五九
○福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則	五九
告示	五九
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	五九
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件	五〇
○道路の区域を変更する件	五〇
公告	五〇
○福島県准看護師試験を実施する件	五〇
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五〇
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五〇
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	五〇
○都市計画法により公聴会を開催する件	五〇

規 則

福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十九号

福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業支援館条例施行規則（平成十五年福島県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「午前十時」を「午前九時三十分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

告 示

（県産品振興戦略課）

福島県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所

白河市表郷番沢字下田二二の二、二二の三、二二の四、二二の五、二二の六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

（森林保全課）

福島県告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所

伊達市霊山町石田字根古屋二四の一、二四の二、二四の三、二四の四、二五、二六、七八、七九、八〇の二、八二の二から八二の六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
會川譽 會川勝雄 渡邊藤男 鈴木文平 高田光司 吉田衛 鈴木光助
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第千二百一十一号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第六百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
馬場順七郎 馬場三次郎 馬場三四郎 馬場榮三郎 星光平 清水弥左次 馬場徳雄 馬場三四郎 五十嵐次郎 馬場鶴太郎 五十嵐忠吉 馬場由太郎 馬場義雄 馬場竹三郎 馬場初三郎 目黒染三郎 渡部文次郎 目黒角三 小沼忠三郎 藤口義高 福崎武

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第千五百十九号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第六百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部敬一 増田守 渡部正純 渡部幸信 渡部ソノモ 渡部稔 増田守
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第千六百十号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第六百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十九年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津若松三島線	会津若松市本町二七九番二地先から 同 市新横町二三	変更前 A 六・八〇 一〇・〇	(メートル)	一二三・〇

○番地先まで			
会津若松市本町二七九	変更後	A	一三三・〇
○番地先から			
同 市新横町二三			
○番地先まで			
会津若松市本町二七九		B	一六〇・〇
○番地先から			三八・〇
同 市新横町二三			
○番地先まで			一四五・三

(道路計画課)

公 告

公告第二百十五号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十九年年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。
平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 試験期日
平成三十年二月七日（水）午後一時開始
- 二 試験場所
郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）
- 三 提出書類
 - 1 受験願書
写真
 - 2 写真
出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。
 - 3 受験資格を証する書類
 - (一) 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。
 - (二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成三十年三月十六日（金）までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと）。

五 受験願書の受付期間

平成二十九年十一月二十八日から十一月三十日までに郵送（書留郵便）又は持参のこと（郵送の場合は、平成二十九年十一月三十日までの通信日付印のあるものは有効とする）。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七）
電話 〇二四一五二一七二二（直通）

七 その他

1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。

2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室に問い合わせること。

(地域医療課医療人材対策室)

公告第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称	住所
会津中央土地改良区	会津若松市大戸町宮内一〇三番地の一
退任した役員	氏名
佐藤 寛	佐藤 寛
佐藤 美代志	河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地
馬場 英喜	会津若松市門田大字徳久字竹之元二九六番地
井関 征生	同 市門田大字面川字花坂一〇六番地
高橋 勝昭	同 市門田大字勝常字代舞一七四五番地
皆川 嘉市	会津若松市神指町東神指二五番地
阿部 護郎	同 市門田大字堤沢字上村三五六番地
荒池 實	同 市神指町大字南四合字才ノ神一二四番地
成田 幸意	同 市門田町大字黒岩字若宮一番地
古川 秀廣	同 市神指町横沼二四八番地
二瓶 正照	同 市神指町大字高久字高久一九九番地

同	三澤 隆晴	河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地
同	白井 康友	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地
同	小山 要一	同 市大戸町大字高川乙二〇七番地
同	島影 正	同 市門田町大字飯寺字村西六九七番地
同	渡部 吉榮	河沼郡湯川村大字三川字中台三三四番地
同	石井 之男	会津若松市神指町大字北四合字東川原八三番地の一
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	佐藤 美代志	河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三番地
同	井関 征生	会津若松市門田町大字面川字花坂一〇六番地
同	成田 幸意	同 市門田町大字黒岩字若宮一番地
同	白井 康友	同 市門田町大字一ノ堰字村西八番地
同	三澤 隆晴	河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地
同	阿部 護郎	会津若松市門田町大字堤沢字上村三五六番地
同	佐藤 寛	同 市大戸町宮内一〇三番地の一
同	古川 秀廣	同 市神指町横沼二四八番地
同	二瓶 正照	同 市神指町大字高久字高久一九九番地
同	小山 要一	同 市大戸町大字高川乙二〇七番地
同	獨古 隆	同 市門田町大字徳久字竹之元五七八番地
同	佐瀬 宗司	同 市神指町大字南四合字深川八四番地
同	菊地 傳	同 市神指町上神指五六番地
同	齋藤 信次	河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七八九番地
同	渡部 吉榮	同 郡同 村大字三川字中台三三四番地
同	石井 之男	会津若松市神指町大字北四合字東川原八三番地の一
同	尾崎 純也	同 市門田町大字日吉字笹籬田一六番地

(農村計画課)

公告第二百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
安達疏水土地改良区

退任した役員
役別 氏名 住所
理事 佐藤 徳男 二本松市堀越一二五番地

(農村計画課)

公告第二百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
安達土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所
理事 佐藤 市郎 二本松市油井字梨子木九四番地

(農村計画課)

公告第二百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第十六条第一項の規定により、相馬地方都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十九年十月二十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 平成二十九年十一月九日(木) 午後六時三十分から
場所 相馬市中村字北町五五番地の一 相馬市千客万来館二階会議室
- 二 公聴会の案件
相馬地方都市計画区域を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、相馬地方(相馬・鹿島・原町・小高)都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、平成二十九年十一月七日(火)までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所又はその者の居住する市町を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
 - 1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
 - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県相双建設事務所並びに相馬市、南相馬市及び新地町の都市計画担当課において縦覧に供する。
 - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書
平成29年10月24日付け福島県報に登載された「相馬地方都市計画区域を変更する
案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成29年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格
A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)